

令和2年2月28日

川崎市立学校における臨時休業の実施について

新型コロナウイルス感染症等への対応として、文部科学省から本日付けで「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が示されました。この国の方針を踏まえ、川崎市立学校におきましても、次のとおり感染拡大の防止のため、全市立学校において臨時休業を実施いたします。

<臨時休業の期間>

令和2年3月4日（水）から3月25日（水）までとします。

（なお、3月26日以降（4月5日まで）引き続き学年末休業・学年始休業となります。）

<児童生徒への対応>

- ・特別な事情で家にいることが難しい場合、学校の教育活動とは別に「児童生徒の居場所」を学校に設ける。（詳細検討中）
- ・進路指導等を必要とする生徒に対しては、個別に登校日を設定することは可能とするが、日時・場所を分散させる等感染防止策を講じた上、必要最小限の人数で実施する。
- ・卒業式、入学者選抜等については、既定方針とおり感染防止策を講じて実施する。
- ・臨時休業期間中の体調管理に留意するよう指導するとともに、発熱などの症状が出る等心配な点がある場合については、速やかに学校に連絡するよう確実に伝える。
- ・緊急時における連絡体制を整備する。
- ・家庭訪問等を通じて、子どもたちの状況把握に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な留意事項を示していく場合があります。